

平成 29 年度 第 1 回長野県いじめ問題対策連絡協議会（要旨）

- 1 日 時 平成 29 年 7 月 13 日（木） 14:00～16:00
- 2 場 所 長野県庁 8 階 教育委員会室
- 3 出席者 別紙「参加者名簿」参照
- 4 内 容

（1）会長挨拶

（2）報告事項

- 平成 27 年度 児童生徒のいじめの状況について
- 平成 28 年度「インターネットについてのアンケート」調査結果について
- 本県のいじめ防止等の取組について

（3）協議・意見交換

- 「（県）いじめ防止等のための基本的な方針」改定骨子案について

5 議事要旨

（1）会長挨拶（長野県教育委員会教育長 原山 隆一）

長野県では平成 26 年 3 月、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」第 12 条に基づき、「（県）いじめ防止等のための基本的な方針」を策定。また、平成 27 年 3 月、いじめの防止等の対策を県民総ぐるみで推進することを目的として「長野県いじめ防止対策推進条例（平成 27 年長野県条例第 24 号）」を制定。

いじめ法では「法施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」とされており、文部科学省は「（国）いじめの防止のための基本的な方針」を改定するとともに、新たに「（国）いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「（国）不登校重大事態に係る調査の指針」を策定した。

長野県としても、基本方針策定後の成果や課題、それに基づいた対応を勘案するとともに、改定された国の基本方針他を参酌し、平成 26 年 3 月に策定した「（県）いじめ防止のための基本的な方針」を改定する。改定の目的は、よりきめ細かないじめの認知、市町村や学校の基本方針に沿った指導の徹底、インターネットを通じたいじめへの対応など、喫緊の課題に対応できるようにするため。

委員として出席いただく方々は、それぞれの分野でご活躍されている。その高い見地で、適切なご意見をいただくことで、長野県のいじめ防止が一層進むよう努めてまいりたい。

（2）報告事項（心の支援課長 小松 容）

- 「平成 27 年度 児童生徒のいじめの状況」についての概要を説明（報告事項 p1～p4）
- 「平成 28 年度 インターネットについてのアンケート調査結果」についての概要を説明（報告事項 p5～p15）
- 「本県のいじめ防止等の取組」についての説明（報告事項 p17～p39）

（3）協議・意見交換

- 協議事項「（県）いじめ防止等のための基本的な方針」改定骨子案について（事務局）

<改定の趣旨>

- ・「（県）いじめ防止等のための基本的な方針」策定後 3 年間の、本県におけるいじめ防止の現状と成果・課題を勘案し、同方針を改定することを通して、よりきめ細かないじめの認知、市町村や学校の基本方針に沿った指導の徹底、インターネットを通じたいじめへの対応など、喫緊の課題に対応できるようにする。
- ・「（国）いじめの防止のための基本的な方針」の改定内容、「（国）いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「（国）不登校重大事態に係る調査の指針」を反映させる。

＜改定のポイント＞①～本県の現状と対応より～

- ・「いじめ発見のきっかけ」と「いじめの認知件数」について
- ・「地方いじめ防止のための基本的な方針」の策定
- ・各学校における「学校いじめ防止基本方針」の周知と当該方針に基づく対応について
- ・インターネットによるいじめへの対策

＜改定のポイント＞②～「(国) いじめの防止等のための基本的な方針」の改定他より～

(原山会長)

- ・事務局が考えている問題意識と、皆様がお感じになっている問題意識には違いがあるかもしれない。そのあたりを最初に議論させていただきたい。

(倉崎委員)

- ・今回の改定子骨子案では「2 学校の取組」となっているが、もともとのものは「2 市町村の取組」となっている。「市町村の取組」を削除するという趣旨か。

(小松課長)

- ・市町村の部分は削除する。よって「学校の取組」以降が繰り上がる。
- ・市町村立の学校では市町村の教育委員会が策定した基本方針に基づいて取組を推進していただくことになる。市町村の基本方針は市町村に策定していただくということで削除させていただいた。

(高橋委員)

- ・川崎市のように、学校外で発生したいじめの重大事案のようなものは方針に盛り込まなくてよいのか。

(小松課長)

- ・学校外のものも含めて改定を進めていきたいと思っている。

(高橋委員)

- ・学校外だと、小学生・中学生・高校生というさまざまな学校種が混じった事件もあると思うが、そこについてはどうか。もう一点、市町村を外した場合、市町村の教委あるいは学校で調査を行い、更に再調査が市町村長の権限になってくる。本県の場合は子ども支援条例があり、重大な人権侵害があったと県の子ども支援委員会に訴えがあった場合はどう考えればよいのか。

(草間委員)

- ・人権侵害に当たるものについては、長野県子ども支援委員会に救済を申し立てることができることになっている。その中でも今回のいじめ防止対策推進法など、法令に基づく救済制度が存在する場合を除き、事案について調査審議することになっているので、まず一義的には、いじめ防止対策推進法に基づく調査が行われることになる。ただし市町村教育委員会や市町村長において調査が行われない場合が可能性として出てくるかもしれない。その場合には条例の18条第3項に「調査審議することができる」という規定があるので、まったく除外をするということではなく、子ども支援委員会で審議をするということは可能だと解釈している。

(高橋委員)

- ・このような仕組みがあるということは、長野県の独自性として触れておくべきではなからかと個人的には思っている。
- ・川崎のケースのように、刺した加害者側は学校をやめている人間であったというときには、川崎の中学校が調査の主体になるということか。それではいじめの解決に結びついていかないような気がするが。

(小松課長)

- ・当然学校だけでは対応できない事案もあるので、様々な部局、あるいは警察などとも連携をしていかなければならない事案も出てくる。そのようなときは関係部局と連携を取りながら対応に当たっていくということである。

(大島委員)

- ・インターネットについてのアンケート調査結果について。児童生徒の利用時間は保護者の利用時間と因果関係はあるか。保護者自身も利用についての学びが必要であると思うがいかがか。また、保護者向けの研修会でよいテーマや講師がいたら紹介願いたい。

(小松課長)

- ・親と子どもの因果関係があるかどうかはわからない。データを取るの難しい。
- ・PTAの研修会などで取り扱うことはできる。啓発や問題提起をしていきたい。

(金委員)

- ・いじめの子の背景を考えた支援が必要。「いじめ防止等のための基本的な方針」の10ページ(5)「いじめへの対応」「〇いじめた児童生徒への指導と保護者への助言…事実と気持ちの聴き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続(いじめてしまった背景に理解を示しながらも毅然とした指導)…」を「(いじめてしまった背景に十分留意しながら適切な指導)…」と表現したらどうか。

(小松課長)

- ・参考にしたい。

(龍野委員)

- ・中学校の課題としてSNSに画像をアップしたり、LINEに悪口等を書いたりするいじめの問題が増えている。それに合わせて研修会や学習会も増やしているが、指導は次の段階に来ていると感じている。悪いとわかっても歯止めがきかない。子どもたちが、研修を受動的に聴くだけでなく、講演を踏まえてリフレクションしていかなければならない。

(小松課長)

- ・中学に限らず高校でもネットへの書き込み等の問題で苦慮している。高校に入ってからでは遅いので、早い段階で啓発をしていくことが大切。

(桜井委員)

- ・いじめの発見について、アンケートを見ると県と国の違いがある。県は本人や保護者からの訴えが多い。個人ノートや生活ノートの役割が大きいと思われる。よい実践例を載せてもらえればありがたい。
- ・また、まわりの生徒からいじめの訴えがあることは大事。これはクラスづくりの基本。
- ・基本方針を作っている市町村が少ないことが疑問。県にまかせているのか。そうであれば、今回、市町村の取組を外してあることは意味がある。県から市町村へはっきり指導することが大事。

(青木委員)

- ・中学年から高学年は担任が日々、生活ノートを通して子どもたちとやりとりをするので、その中で困っていることや悩みを把握する事例は非常に多い。
- ・アンケートによる発見が本県は少ないということだが、逆に言うところらがそれより早く把握しているということ。資料では課題として扱われているが、アンケートだとタイムラグが生じる。そういう面で早期発見ということからいくと、私たちが今まで続けてきたことを評価しながら積極的にアンケートを活用していくという方向で考えるのが良いと思う。

(小松課長)

- ・相談された生徒にどう対応するかは重要なポイント。クラス経営の大切な核。
- ・市町村で重大事態が発生したときは、当該市町村教育委員会が対応しなければならない。どう対応するか明記されていないと学校任せになってしまう。文部科学省でも「地方いじめ防止基本方針を策定することが望ましい。国と学校との結節点となるもの」としている。地方いじめ防止基本方針を策定していただくように、こちらからも勧めていきたい。

(高城委員)

- ・基本方針の中では、何か重大事案があったときの心理、福祉の専門家としてSSWとともにSCの名前が並ぶ。「積極的に活用」という表現もあるが、私たちSCとしても何ができるか、どういう役割を果たせるかということを中心に考えている。例えば学校生活アンケートの結果、気になる生徒

を面談するときにはＳＣを使ってもらおうとか。

- ・事が起きてから、いじめられた子どもの心のケアをすることが多い。例えば行動に問題のあるお子さんの生徒指導会議に積極的に参加させてもらおうと、加害・被害になってしまうような生徒に対し、もっと早い段階からかかわることができる。
- ・資料の中に職員研修がたくさん追加されている。発達障がいや性同一性障がいを含む研修などでＳＣが役に立てることがあると思う。ＳＣの役割や求めるものをどんどん示していただきたい。

(小松課長)

- ・早い段階でＳＣが関われるのは理想的である。学校現場に働きかけをしていきたい。

(倉崎委員)

- ・重大事態の対応では、学校や教委の対応が遅く問題となることがある。学校として、いつの段階で重大事態として動かななくてはいけないのか迷うのではないか。骨子案の表記で現場の先生たちは困らないか。「疑いが生じた段階で調査をする」「欠席の継続により、重大事態に至るよりも相当前の段階から報告…」という表記があるが、もう少し踏み込んだ目安がないと、先生たちが動けないのではないかと懸念される。
- ・例えば「いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供」と書かれているが、調査の目的・目標や調査スタイルなどは承諾をとるのか。もし保護者に嫌だと言われたら調査を進められないということか。
- ・一方、比較的踏み込んだ内容で、細かく書くということは、対応の柔軟性を失う。そういうことも含め、現場の先生方が困らないか、率直なところを確認させていただきたい。

(小松課長)

- ・具体的に学校が動き始める欠席日数などを数字で示すのは難しい。いじめの状況として、被害と加害がはっきりし、長期化すると判断した場合、早いと思っても学校の判断で重大事態として動かなければならない。
- ・一定の時期が来たらというよりは、むしろ「今こんな段階です」とこまめに保護者や設置者に報告することが大切。

(龍野委員)

- ・現場にとってみると難しいケースもある。例えば１年生の時にトラブル、２か月たってから不登校、３年生になって保護者から「実は１年生のときにいじめが原因」と訴えがあるような場合。これは重大事態として対応するのは難しい。
- ・今まで些細なものとして学年レベルで対応していたことを、学校全体として対応することは良いこと。

(青木委員)

- ・私たちが「この程度のこと」と考えることも親にとっては重大事態である。しかし、保護者側の意識でいじめを訴えてくる場合、そのすべてに対応すると現場は振り回されることになる。
- ・その子が平気でも、親が「そのようなことが繰り返されないという状態をつくってもらえるまで学校には行かせません」ということが普通に起こる。
- ・休み始めの段階で調査を開始することは、やればできるが、それだけに追いまくられて、肝心な教育活動はどうになってしまうのか。重大事態は絞り込みが必要と思う。
- ・「些細なけんかやトラブルであっても、いじめの可能性のあるときには認知の対象とすることが必要」とか「学校職員がいじめにかかわる情報を抱え込み、当該組織に報告を行わないことは規定に違反し得る」ということが厳格化されてくると、私たちはどこまで対応が求められるのかということ非常に気にしなければいけない。特に小学校では、こうしている間にも些細なトラブルは毎日起きているのではないかと思う。

(小松課長)

- ・重大事態の表記については、学校現場に意見を聞きながら検討していきたい。
- ・些細なけんかやトラブルは、文科省の今のいじめの定義からいくと、相手が嫌だと言ったらみんな

いじめとして認知しなければいけないということになっている。

- ・いじめだから特別な対応をするのではなく、人間関係の修復をして仲良く学校生活を送ることが目的。

(金委員)

- ・学校現場は本当に大変。保護者の要求水準も高く、先生方に余裕がないといじめ対応も難しい。なんでもかんでも学校で対応するのはあまりにも大変。学校の先生の負担を考えて、25人学級は実現できないか。

(倉崎委員)

- ・国の方針にはこう書いてあるとか、重大事案として対応してもらえなかったと言われ、学校や教育委員会が責められるといったケースもあり得る。
- ・保護者が学校・教委に不信感を持ってしまうと、保護者にうまく説明できないこともある。
- ・実際に今回の基本方針で対応できそうか、現場の先生方にぜひ聞いていただきたい。

(市川委員)

- ・常に重大事態は起こる可能性を想定して対応している。何かあったらすぐに、心の支援課、教育事務所に相談し、学校だけの判断はしない。学校にできることはしっかりと記録を取ること。
- ・校内においても相談できる体制づくりが大切。「生徒指導」から「生徒相談」へという環境づくりも求められている。

(小松課長)

- ・現場の声を吸い上げる必要性は感じている。
- ・それぞれの学校において「いじめ防止のための基本方針」が策定されているが、組織と共に見直しが必要。

(原山会長)

- ・さまざまな角度から示唆に富むご意見をいただいた。みなさまからいただいたご意見と、今後予定されているパブリックコメントを踏まえ、改定作業を進めてまいりたい。

(事務局)

- ・次回連絡協議会は平成30年2月13日(火)を予定。